

南あわじ市子育て力向上研修の 親子参加者を募集します(参加は無料)

南あわじ市子育て力向上推進協議会では、市内の就学前の児童親子を対象に、子育ての向上を目的とした研修「家庭でできる親子で楽しむ基礎運動(仮題)」を開催します。(親子での参加者を募集します)

当日は家庭児童相談室・子育て支援コンシェルジュの出張相談コーナーも開設します。

日時 12月4日(日)

午前10時30分～正午
(受付10時～)

場所 吉備国際大学南あわじ志知キャンパスC棟3F大講義室(駐車場あり)

講師 吉備国際大学心理学部子ども発達教育学科講師 高田康史 先生

内容 ストレッチ、親子体操、対戦あそび、ヒップホップダンスなどをおして家庭で親子が楽しんで運動できる基礎動作を学びます。

参加要件 市民または市内の保育所(園)・幼稚園・こども園に在籍する小学校就学前の子どもとその保護者(家族)が対象です。



定員 こども1人に大人1人の2人1組で30組(先着順)

※弟妹と一緒に参加できない場合は預かり保育コーナー有り(要事前申込)

申込方法 11月18日(金)

までに所属の保育所(園)、幼稚園、こども園、子育て学習・支援センターまたは子育て支援課に申込書を提出。
場所 南あわじ市子育て力向上推進協議会事務局(子育て支援課) ☎43・5219

兵庫県立人と自然の博物館による展示

「淡路のみづかな自然」

淡路島には昆虫や魚などの生きもの、四季の植物など、身近に見ることができ自然がたくさんあります。さまざまな実物標本や資料を使って、淡路の自然の魅力を紹介します。

日程 11月22日(火)まで
場所 市立図書館 展示室
※11月5日(土)には、移動博物館車「ゆめはく」がやって来ます
市立図書館 ☎53・0234

ゆるめんフェスティバル

～谷本賢一郎ファミリーコンサート～

出店者を募集!



南あわじ市子育て力向上推進協議会では、NHKEテレ「フックブックロー」の『けつさく君』役の谷本賢一郎さんを講師に迎え、市内の就学前の児童親子を対象とした歌やダンスのファミリーコンサートを企画しています。

出店ブースの内容 就学前児童の親子向けのハンドメイド、販売、ワークシoppなど。
出展料 無料(面積1ブース2㎡程度)
募集数 10ブース程度
※協議会で選考の上、採否の結果を通知します。

開催日時 翌年2月26日(日)

出展時間 午前10時30分～午後1時30分(予定)

場所 文化体育館 サブアリーナ

申込方法 11月30日(水)までに子育て支援課窓口へ申込み(応募用紙は窓口設置)
場所 南あわじ市子育て力向上推進協議会事務局(子育て支援課) ☎43・5219

福祉のおまつり を開催します!

社会福祉協議会の活動をもくの人に知ってもらい、地域のつながりを深めていきいきと暮らせるまちづくりを目指して、今年も「福祉のおまつり」を開催します。お誘いあわせのうえ、お気軽にご参加ください。

南あわじ市社会福祉協議会 ☎44・3007

◆なんだん 福祉まつり

日時 11月12日(土)

午前10時30分～午後2時

場所 賀集地区公民館
内容 舞台発表・振る舞い・販売コーナーなど

◆みどりふれあい 福祉のつどい

日時 11月20日(日)

午前10時30分～午後2時30分

場所 広田地区公民館
内容 舞台発表・お楽しみ抽選会・食べ物コーナーなど

11月は児童虐待防止推進月間です

出産や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などは、全国共通ダイヤルや市役所の相談窓口へご連絡ください。
※児童相談所全国共通ダイヤルの番号が3桁化(189)しています

標語

さしのべて
あなたのその手
いちばやく

**◆子どもを虐待から
守るための5か条**
①「おかしい」と感じたなら迷わず連絡(通告)
②「しつけのつもり」は言い訳
③ひとり抱え込まない
④親の立場より子どもの立場
⑤虐待はあなたの周りでも起こります
場所 兵庫県こども家庭センター(児童相談所)
全国共通ダイヤル ☎189
子育て支援課 ☎43・5239

全国一斉 女性の人権ホットライン強化週間

夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメントなど、女性をめぐる様々な人権問題について電話相談に応じます。

電話相談の日時

◆11月14日(月)～18日(金)

午前8時30分～午後7時
※時間延長

◆11月19日(土)、20日(日)
午前10時～午後5時
※閉庁日に対応

相談の電話番号

☎0570・070・810

(全国共通ナビダイヤル)

相談の担当者

人権擁護委員、法務局職員

相談方法 電話相談のみ。無料。

秘密は厳守されます。

場所 神戸地方法務局人権擁護課
☎078・392・1821
(内線345)

納めた国民年金保険料は、 全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。
過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年の1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された

人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年11月1日までに国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送られます)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。

保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

国民年金加入者ダイヤル
☎0570・003・004
(ナビダイヤル)

年金相談

日時 12月2日(金)

午前11時～午後3時

場所 市役所第2別館
2階第5会議室

※要予約・先着24人
国民市民課 ☎43・5212

消費者啓発の 標語が決定!

消費者啓発標語の入賞者が決定し、9月17日に中央公民館において表彰式を行いました。入賞者および作品は次のとおりです。

最優秀賞

・「ちよつと待て!はてなと思えばまず相談」

優秀賞

・「先ず自分よく見よく聞き
欲く出すな」 中川京子
・「聞いてみよう一寸の勇氣
で安心生活」 高田末子

佳作

・「もしもしピンポーン
手をかえ品をかえの
甘い言葉に気をつけよう」

清水むつみ

・「うますぎる話にあるぞ
落とし穴」 山田恵子

・「だまされた!この胸の
痛み石をけり」 齋藤矩子

特別賞

・「一えんも十えんもだいじ
なおかねだよ」 上原ゆめ

消費生活センター
☎43・5099